

団 長 会 記 録

1 開催日時 令和元年10月16日(水) 10:00～10:05

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

議長 梅沢裕之、副議長 渡辺ひとし、自民団長 しきだ博昭、立民団長 松崎淳、
公明団長 佐々木正行、民主団長 近藤大輔、県政団長 相原高広、共産団長 井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、
経理課長 奥澤陽一、参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一朗

4 議 題

(1) 会派役員について

「立憲民主党・民権クラブ」から、会派役員の交代について届け出があったことの報告が、議長からあった。

また、議長から資料については、県政記者クラブに対し、資料提供する旨の発言があった。

(2) 天皇陛下ご即位に伴う県議会の対応について

賀詞(案)について、協議を行った。

協議の結果、賀詞(案)のとおり団長会として賀詞を決定し、奉呈することとした。

(3) 健康増進法改正への対応について

議会局から、6月24日の団長会において改めて協議することとしたことについて、次のとおり説明があった。

ア 喫煙専用室については、たばこの煙の流失を防止するための技術的基準に適合する必要がある、特に、たばこの煙を屋外に排気すること、及び壁等によって区画されていることが必須となること。

イ この5月に、改修後の控室の割り振りについても決定したところだが、喫煙専用室の整備にあたり、各会派の意向を勘案し、公費負担を最小限とするという観点からは、次のような対応が必要になろうかと思われること。

(ア) 自民党

受動喫煙防止条例に適合する喫煙可能な場所として、壁で区分されているが、窓と接していない部屋が一つ、窓と接している部屋が一つあること。

排気ダクトの設置などの大規模な工事を行わず、換気扇の設置など、最小限の負担で、設置が可能な部屋は、窓がある部屋のみであること。

(イ) わが町

新たな控室については、窓と接していないことから、換気扇の設置などのみの対応では、設けることはできないが、改選前から継続して控室としている、現在の暫定控室については、

議会局保留分を工夫し、換気扇の設置など、最小限の対応で、技術基準への適合が可能であること。

ウ これらを総合的に勘案し、次のような対応が考えられること。

- (ア) 自民党：喫煙専用室を現行の二か所から、窓に接した一か所とすること。
- (イ) わが町：現行の暫定控室をそのまま利用し、割り当てられたスペースの中で、喫煙専用室を設けること。

以上を踏まえ、喫煙専用室を自民党及びわが町に設置し、わが町の控室については、現在の場所のままとすることについて諮り、団長会として了承した。

以上